

年金請求手続きはお済みですか？

年金は請求しないともらえません。

【令和7年版】	請求手続き先
厚生年金に加入の方	・年金事務所 ・街角の年金相談センター ・各共済組合事務局
昭和36年4月1日生まれまでの男性	
64歳から受給対象年齢です。 65歳から全額受給対象年齢です。	
昭和37年生まれの女性	
62歳から受給対象年齢です。 65歳から全額受給対象年齢です。	
国民年金に加入の方	市区町村役場または 住所地の年金事務所
昭和35年生まれの方	
原則65歳から全額支給されます。	
各種共済組合に加入の方	・各共済組合事務局 ・年金事務所
昭和36年4月1日生まれまでの方	
男女とも厚生年金の男性と同じです。	

年金の受取り手続きは当店へ！

年金の支給時期は **2月 4月 6月 8月 10月 12月** の年6回です。

※各15日です。年金支給日が土・日・祝日の場合には、前営業日となります。

年金請求手続きはお済みですか？

年金は請求しないともらえません。

【令和8年版】	請求手続先
厚生年金に加入の方	
昭和37年4月1日生まれまでの男性 65歳から全額受給対象年齢です。	・年金事務所 ・街角の年金相談センター
昭和39年4月1日生まれまでの女性 63歳から受給対象年齢です。 65歳から全額受給対象年齢です。	・各共済組合事務局
国民年金に加入の方	
昭和36年生まれの方 原則65歳から全額支給されます。	市区町村役場または 住所地の年金事務所
各種共済組合に加入の方	
昭和37年4月1日生まれまでの方 男女とも厚生年金の男性と同じです。	・各共済組合事務局 ・年金事務所

年金の受取り手続きは当店へ!

年金の支給時期は **2月 4月 6月 8月 10月 12月** の年6回です。

※各15日です。年金支給日が土・日・祝日の場合には、前営業日となります。